

## 船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、防災士及び災害救援ボランティア（以下「防災士等」という。）を育成するため、防災士等の資格を取得しようとする者に、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手を育成し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証登録をした者をいう。
- (2) 災害救援ボランティア 災害救援ボランティア推進委員会（以下「推進委員会」という。）が主催する講座を受講し、災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた者をいう。
- (3) 自主防災組織 市内の町会、自治会又はそのいずれにも属していないマンション管理組合を単位として自主防災を目的として結成される団体であって市長が認めたものをいう。
- (4) 地区連 船橋市自治会連合協議会地区連絡協議会のことをいう。
- (5) 避難所運営委員会 避難所を利用する人が自主的に運営を行うため、町会、自治会及びマンション管理組合の役員並びに自主防災組織の長並びに避難所派遣職員及び施設管理者などで構成する組織のことをいう。
- (6) 補助年度 補助金の交付を受ける年度のことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市内の自主防災組織の構成員で自主防災組織の代表者から推薦された者又は地区連の構成員で地区連の会長から推薦された者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防災士資格取得可能な講座又は災害救援ボランティア講座を受講し、防災士資格の取得又は推進委員会の認定を受けた者（防災士は、講座受講を免除されている者を含む。）
- (2) 防災士資格取得又は推進委員会の認定に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (3) 防災士資格取得又は推進委員会の認定を受けた旨の情報を、市内の町会、自治会及び自主防災組織並びに地区連に提供することに同意する者

### (補助金の交付要件等)

第4条 補助金の交付要件及び対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、次に掲げる額を限度とする。

(1) 防災士 63,800円

(2) 災害救援ボランティア 15,000円 (但し、学生の場合は、10,000円)

2 補助金の交付は、防災士の資格取得及び災害救援ボランティアの認定のそれぞれについて、1つの自主防災組織及び地区連につき1人までとし、いずれも1回限りとする。

(補助金の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(「以下「申込者」という。)は、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金事前申込書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織又は地区連からの推薦書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付対象通知等)

第7条 市長は、前条に規定する申込があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付対象通知書(様式第4号)により、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金不交付対象通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 申込者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。

(1) 第6条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金変更届(様式第6号)により承認を受けること(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)

(2) 補助事業を中止しようとするときは、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金中止届(様式第7号)により承認を受けること。

(補助金の変更・中止等)

第9条 市長は、前条に規定する届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金変更・中止通知書(様式第8号)により当該申込者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付対象通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、防災士認証登録が完了した日又は災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた日から補助年度の3月31日までに、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業交付申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 別表に規定する補助対象経費に係る支払いをしたことを証するものの写し
- (2) 防災士にあつては、防災士認証状の写し
- (3) 災害救援ボランティアにあつては、災害救援ボランティアセーフティリーダー認定証の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の決定通知)

第11条 市長は、前条の交付申請があつたときは、当該報告に係る書類審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、速やかに船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合、又は、この要綱の規定に違反したと認めた場合は、補助金の交付決定を取消し、船橋市防災士育成及び災害救援ボランティア事業補助金取消決定通知書（様式第11号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 地域において、積極的に防災に関する知識を啓発し、自主防災組織の結成活動の促進及び避難所運営委員会の設立等に積極的に取り組むこと。
- (2) 市が行う総合防災訓練や地域防災リーダー養成講座等の防災に関するイベント等に協力すること。

(関係書類の整備)

第14条 交付対象者は、別表に規定する補助対象経費に係る支払いをしたことを証する書類の原本を10年間整備しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

#### 別表

区分	交付要件	補助対象経費
防災士	防災士機構の防災士認証登録をすること	防災士機構が認定した機関が実施する防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料（初回のみ）
災害救援ボランティア	災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けること	推進委員会が主催する災害救援ボランティア講座受講料

様式第1号（第6条関係）

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金事前申込書

年 月 日

船橋市長 あて

申込者 住 所: \_\_\_\_\_  
 氏 名: \_\_\_\_\_  
 連絡先: \_\_\_\_\_

防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士	<input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
受 講 区 分	<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 学生以外
所属自主防災組織 (町会、自治会、マ ンション管理組合)、 または地区連名	名称	
	代表者 (会長)	
講習等の実施機関名		
受講予定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
救 急 救 命 講 習	<input type="checkbox"/> 受講済み <input type="checkbox"/> 未受講 受講予定 場所 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 日程 年 月 日 ~ 年 月 日	
	1 自主防災組織、または地区連の代表者 (会長) からの推薦書 (様式第2号) 2 誓約書 (様式第3号)	
備 考		

推 薦 書

年 月 日

船橋市長 あて

推薦者

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

（地区連名）

代表者氏名 \_\_\_\_\_

（会長名）

住 所 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第3条に該当する者として、下記の者を（防災士・災害救援ボランティア）候補者として推薦します。

（ふりがな）

氏 名： \_\_\_\_\_（年齢 \_\_\_\_\_ 歳）

住 所： \_\_\_\_\_

推薦理由：

---

---

---

---

---

## 誓約書

年 月 日

船橋市長 あて

住所：\_\_\_\_\_

申込者 氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱に基づき補助金の事前申込を行うに当たり、同要綱第3条の補助対象者の条件を確認し、資格取得後は、要綱の趣旨に則り地域の防災リーダーとして活動します。

### 町会、自治会、自主防災組織、地区連へ提供する情報の内容

住 所	
氏 名	
連 絡 先	

#### 船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱（抜粋）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有し、市内の自主防災組織の構成員で自主防災組織の代表者から推薦された者、または地区連の構成員で地区連の会長から推薦された者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防災士資格取得可能な講座又は災害救援ボランティア講座を受講し、防災士資格の取得又は推進委員会の認定を受けた者（防災士は、講座受講を免除されている者を含む。）
- (2) 防災士資格取得又は推進委員会の認定に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (3) 防災士資格取得又は推進委員会の認定を受けた旨の情報を、市内の町会、自治会や自主防災組織、地区連に提供することに同意する者

第13条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 地域において、積極的に防災に関する知識を啓発し、自主防災組織の結成活動の促進及び避難所運営委員会の設立等に積極的に取り組むこと。
- (2) 市が行う総合防災訓練や地域防災リーダー養成講座等の防災に関するイベント等に協力すること。

様

船橋市長



船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付対象通知書

年 月 日付けで申し込みのあった防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金について、下記のとおり交付対象者となりましたので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助年度		年度
補助対象区分		<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
交付要件	防災士	特定非営利活動法人防災士機構による防災士認証登録をすること。
	災害救援ボランティア	災害救援ボランティア（セーフティリーダー）として災害救援ボランティア推進委員会の認定を受けること。
備考		<p>(1) 交付申請書の提出（要綱第10条） 補助金の交付対象通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、防災士認証登録が完了した日又は災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた日から補助年度の3月31日までに、<u>船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業交付申請書（様式第9号）</u>を提出してください。</p> <p>(2) 補助事業の変更等（要綱第8条） 補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに手続きを行ってください。</p> <p>(3) 補助金の返還（要綱第12条） この補助金の交付決定後に、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合、又は、この要綱の規定に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。</p> <p>(4) 補助金の額について（要綱第5条） 補助年度が翌年度の場合、予算により、補助金が交付できない場合がございます。</p> <p>(5) 関係書類の整備（要綱第14条） 補助対象経費に係る支払いをしたことを証する書類の原本を10年間保存してください。</p>



様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日  
号 日

様

船橋市長



船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金不交付対象通知書

年 月 日付けで申し込みのあった防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金について、下記のとおり交付対象者となりませんでしたので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
不交付対象の理由	
備 考	

様式第6号（第8条関係）

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金変更届

年 月 日

船橋市長 あて

申込者 住 所: \_\_\_\_\_  
氏 名: \_\_\_\_\_  
連絡先: \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号により補助金の交付対象通知のあった船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業について、次のとおり変更したいので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により届出ます。

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
変 更 内 容	
変 更 理 由	

様式第7号（第8条関係）

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金中止届

年 月 日

船橋市長 あて

申込者 住 所: \_\_\_\_\_  
氏 名: \_\_\_\_\_  
連絡先: \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号により補助金の交付対象通知のあった船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業について、次のとおり中止したいので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第8条第2号の規定により届出ます。

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
中 止 の 理 由	
備 考	

第 年 月 日  
号

様

船橋市長



船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金変更・中止通知書

年 月 日付け第 号により補助金の交付対象通知のあった防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金について、下記のとおり補助金交付の変更・中止を決定したので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
変 更 ・ 中 止	
変 更 前	
変 更 後	
備 考	

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

防災士及び災害救援ボランティア育成事業について、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度	
補 助 対 象 額	円	
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア	
防災士の認証登録日 又は災害救援ボラン ティアセーフティ リーダーの認定日	年 月 日	
添 付 書 類	防 災 士	1 防災士認証状の写し 2 防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料、防 災士認証登録料の支払いを証するものの写し
	災 害 救 援 ボ ラ ン テ ィ ア	1 災害救援ボランティアセーフティリーダー認定証の写し 2 災害救援ボランティア講座受講料の支払いを証するもの の写し

振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	【名 称】
		【支店名】
	種 別	1. 普通      2. 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	【フリガナ】
【氏 名】		

様式第10号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

船橋市長



船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の申請のあった防災士及び災害救援ボランティア育成事業について、下記のとおり補助金の交付が決定したので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助年度	年度
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
補助金の交付決定額	円

第 年 月 日 号

様

船橋市長



船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金取消決定通知書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定のあった防災士及び災害救援ボランティア育成事業について、下記のとおり補助金交付の取消しを決定したので、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 災害救援ボランティア
交 付 決 定 額	円
取 消 決 定 し た 補 助 金 額	円
取 消 理 由	
備 考	